一般社団法人日本モルック協会　アンチ・ドーピング規程

第１条（目的）

本規定は、一般社団法人日本モルック協会（以下、「本協会」という。）のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

第２条（適用対象者）

本規定は、以下に対して適用される。

（1）本協会及びその役職員並びに委員会委員等の関係者

（2）競技者

（3）サポートスタッフ

（4）本協会の権限下にあるその他の人

（5）都道府県協会、公認団体、友好団体ならびに学生連盟（その下部組織を含む）

第３条（責務）

本協会は、日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）*、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）、国際基準（以下、「国際基準」という。）に基づく義務を履行する責任を負う。

第４条（競技者の役割と責務）

競技者は、日本規程第 24 条に定める役割と責務を負う。

第５条（サポートスタッフの役割と責務）

サポートスタッフは、日本規程第 25 条に定める役割と責務を負う。

第６条（解釈）

本規程は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が優先されるものとする。

附　則

この規程は令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

---

* 日本アンチ・ドーピング規程は、世界アンチ・ドーピング規程に規定されている各条項に基づいて作成された日本国内におけるアンチ・ドーピング規則です。